

課外活動の順次再開とキャンパス裏門の開放に関する御願い

課外活動については、首都圏の緊急事態宣言発令を受けて、活動中止の措置が取られています。また、感染防止対策のため、これまで正門以外の門を閉鎖し、学内関係者に限り入構を許可しておりました。この入構規制が開始されて、もう1年になろうとしています。

駒場Ⅰキャンパスでは、定期試験や入学試験等の学内の重要行事が終了し、春期休業期間で学生・教職員の入構者数も限定される状況となります。加えて、これまでキャンパス内での大規模な感染拡大事例はなく、感染防御の方法についても知見や手段が集積されてきています。さらには、私の任期もこの3月末をもって終了いたしますので、その前にキャンパスのかつての活き活きした姿を取り戻す取り組みを行いたいと考えていました。

以上のことを勘案し、教養学部・総合文化研究科では、大学本部の新型コロナウイルス対策タスクフォースと協議を行いながら、順次、課外活動の再開を許可していくこととしました。利用可能な施設についても、学生自治会などからの要請をうけ、以前よりも緩和を行うことを検討しておりますので、別途お示しする通知を確認して下さい。課外活動については、感染のリスクが高いことは以前記したとおりですので、会食の禁止、マスク着用・手指の洗浄・消毒の励行、密集状態での交流の自粛など、引き続き感染防止対策には万全を期して下さい。また、この期間に関しては学外者の入構は原則として認めておりませんので、ご注意御願いたします（これまで同様に実地調査を行う予定です）。

あわせて、3月15日（月）～3月25日（木）までの期間、正門に加えて裏門を7時から20時までの間、試行的に開放（20日（土）、21日（日）は除く。）することになりました。これは、学生入構者数が限定的と思われる時期に、入構規制解除の試行を行って、問題点を検証するために行うもので、あくまで時限的な対応です。緊急事態宣言の再発令や、キャンパス内での感染拡大などがあった場合は、速やかに規制状態に移行いたします。皆様のご協力により、この試行期間に問題発生が見られなかった場合は、4月以降に早期に入構規制解除も検討されます。今回の試行の趣旨をご理解いただき、活気溢れるキャンパスの回復に向けて、ご協力をお願いします。

令和3年3月12日

教養学部長・総合文化研究科長

太田 邦史